# 災害廃棄物の広域処理 経過報告

日付	件	名	発信元	内 容 等
平成23年 4月14日	東日本大震災に。 棄物の広域処理・ する調査について	体制の構築に関	環境省 → 道 ・ 本 対 ・ 本 町 村	受入処理の検討対象となる廃棄物の状態 ①損壊家屋等の廃棄物は、津波による塩分・土砂が付着した状態となっている場合がある。 ②廃棄物の量が膨大であるため、多種多様な廃棄物が混在した状態となっている場合がある。 【回答内容】 可燃性混合廃棄物(木くず、プラスチック等、混在ごみ)5t/日、1,300t/年を最大で受け入れ可能と回答。 ※回答詳細《2ページ》
8月11日	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインについて(初版)		環境省 発 表	放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方針。 放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下である主灰は、一般廃棄物 最終処分場における埋立処分を可能とした。
				広域処理が可能な災害廃棄物の放射性セシウム濃度 ストーカー炉:1 <sup>キ</sup> 。当たり約240ベクレル以下 流動床式:同約480ベクレル以下 であれば、その焼却灰は埋め立て処理できるとした。
				再生利用品のクリアランスレベルを100Bq/kgを目安とする。
	一部改定 平成24年 1月11日			溶融スラグの放射性セシウム濃度は、もとの廃棄物の平均濃度の 1/3以下になるため、再生利用が可能。
10月17日	廃棄物処理に係ん	る意見交換会	環境省 北海道 共 催	議事 ①環境省における広域処理推進に向けての取り組み ②岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理計画の概要 ③東京都における広域処理の実例紹介 ④広域処理受入を検討している自治体の状況 ※出席:36団体
10月24日	東日本大震災にる棄物の受入検討ないて		環境省 ↓ 北海道 市町村	【回答内容】 「放射性物質で汚染されたおそれのある災害廃棄物は、焼却処理することにより、放射性物質が凝縮され、その焼却灰が蓄積されることで汚染される可能性が懸念されるため、当市では受け入れない。」 ※回答詳細《3ページ》
平成24年			T= 1 ± 45	議事
2月16日	災害廃棄物の処	理に係る説明会	環境省 北海道 共 催	①災害廃棄物の広域処理推進の取組み及び安全基準等について ②岩手県及び東京都における災害廃棄物の処理に関する現地調査 の結果について ※出席:48団体
3月23日	総理大臣等通知に広域的な協力の		総理大臣 等より知 事へ要請	総理大臣及び環境大臣通知で、知事宛に広域的な協力の要請があった旨、道から通知。 ※総理大臣通知等 <b>《4ページ~6ページ》</b>
4月 2日	市HPに江別市の公開	考え方について	江別市	HPへのアクセス数 2,472件 (6/25現在) ※HP掲載文 <b>《7ページ》</b>
4月13日	災害廃棄物の広 査について	域処理に係る調	石 狩振興局	災害廃棄物の広域処理に関する基礎資料として活用するための 調査。
4月23日	東日本大震災に。棄物の広域処理について		環境省 発表	【4月17日付環境省告示第76号】 ガイドライン等に基づき、広域処理に係る受入基準、処理の方法、 安全性の確認方法等について定めたもの。

# **-2**-

## 平成23年4月14日付調査に対する当市回答

# 災害廃棄物受入処理調査票

都道府県名 北海道

市区町村名	受入可能な廃棄物	1回の最大 受 入 量 ②	受入場所	処分方法	受入施設の概要 ⑤			1日処理 可能量	1回の受入量 の処理に 要する日数	年間最大 受 入 可能量	
	1				処理施設名	処理能力	発電出力	6	⑦	8	
,				破砕処理	破砕施設	35t/5h		5t			
	可燃性混合廃棄物 (木くず、プラスチック等、 混在ごみ)	5t	苫小牧港	i					1日	1,300	
江別市	〇 搬送について	<ul><li>船舶によるコンテナ搬送を想定。</li></ul>								***	
	③   ○受入処理フロー   ・ 船舶による輸送 → 苫小牧港で陸揚 → 破砕施設にパッカー車搬送 → 順次破砕処理										
	→ 可燃分は焼却処理、残渣は江別市最終処分場に埋立										
	記事 項 〇受入可能頻度	・ 毎週月曜日~金曜日(土・日曜日は除く)1回の頻度で受入可。受入日から約1年間受入可。									
		江別市工栄町14番地3 環境室減量推進課減量推進係 電話 011-383-4211									

### 平成23年10月24日付調査に対する当市回答

### 災害廃棄物受入検討状況調査票

市町村等名

江別市

	検討状況 (A~C)	検討内容等	想定される受入処理能力等						
市区町村名			受入れが想定 される廃棄物	処理施設名 (処理内容)	1日当たり 処理可能量	年間最大 受入可能量		担当	
	1	. @	3	4	⑤	6	_	<b>⑦</b>	
				環境クリーンセン ター(破砕)	5t/日		所属	環境室減量推進課	
江別市			木くず、プラス	最終処分場(埋立)	 	1, 300 t	氏名		
			チックくず				電話	011-383-4211	
							メール	seiso-genryo@city.ebetsu.lg.jp	

#### 【特記事項】

- 1、放射性物質で汚染されたおそれのある災害廃棄物は、焼却処理することにより放射性物質が凝縮され、その焼却灰が蓄積されることで汚染される可能性が懸念されているため、当市では受け入れない。
- 2、放射性物質に汚染されていない災害廃棄物(放射線量が自然界と同等のバックグランドレベル以下を言う)
  - ・放射性物質に汚染されていない災害廃棄物であっても、搬入前に事前の住民の同意が必要であるため、住民説明会等の配付資料の作成、及び説明会は北海道が主体となって実施願いたい。
  - ・当市は、当別町他と公害防止協定等を締結しており、当別町他との調整及び住民への説明・理解を得る必要があることから、北海道が責任 を持って調整していただきたい。
  - ・放射性物質に汚染されていない災害廃棄物であっても、搬入通過経路の自治体との事前協議に関しては、北海道で調整していただきたい。
  - ・廃棄物の放射線量の測定に関しては、北海道が責任をもって測定していただきたい。また、処理後についても同様とする。
- 3、・廃棄物の受入れは、月曜日~金曜日(土曜・日曜は受入れ不可)で、平準化されていること。
  - ・パッカー車、ダンプトラックで直接ピット搬入の受け入れを原則とする。また、ダンプトラックで搬入する場合は、荷台に飛散防止処置を 行うこと。
  - ・その他前処理等で、現在の業務が大きく変更になる場合は、費用負担を含め別途協議をお願いしたい。

循環第2042号 平成24年3月23日

各 市 町 村 長 各 一部事務組合長 様 各 広 域 連 合 長

北海道知事 高橋はるみ

東日本大震災に起因する災害廃棄物の広域処理への協力について

昨年、3月11日に発生した東日本大震災に起因する災害廃棄物については、その量が 膨大であることなどから、被災地以外において広域処理を行うことが必要となっておりま す。

このたび、3月16日付で、総理大臣及び環境大臣から、この広域処理の受け入れについての協力依頼の文書が別添写しのとおり発出され、受理したところです。

また、災害廃棄物の処理の効率化を図り、復興資材としての活用を促進するため、国からセメント業界、製紙業界などに協力要請が行われたと承知しております。

さらに、北海道議会においても別添のとおり受け入れに関する意見書が3月23日付けで決議されたところです。

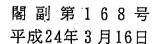
震災発生以来、道内各市町村また道においても、人的・物的支援や被災者の受け入れなどを行ってきたところであり、災害廃棄物の広域処理についても、被災地の復旧・復興のため、受け入れに向け積極的に協力したいと考えているところです。

本道は、歴史的にも東北地方と強い絆で結ばれ、様々な交流を進めているところであり、 今後、さらに結びつきを強化し、北海道・東北地方が一体となった復興・発展を図ること が大切と考えております。

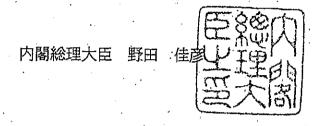
つきましては、災害廃棄物の受け入れにあたっては、それぞれの地域の実情や施設の状況もあろうかと思いますが、広域処理の実現に向けた取組について、ご検討をよろしくお願いいたします。

なお、各総合振興局・振興局において、相談体制を整えたところであり、前向きに御検 討のところは、ご相談下さい。

(環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物指導グループ)



北海道知事 高橋 はるみ 殿



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別 措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生 し、岩手県で通常の一般廃棄物の排出量の約11年分、宮城県で約19年分となっ ています。

この災害廃棄物の処理は喫緊の課題となっており、国は、災害廃棄物の処理 が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な 支援を行うとともに、災害廃棄物の処理のために必要な措置を広域的に講ずる 責務を有しています。

被災地における災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、速やかに処理を進めなければならず、現地では全力を挙げて再生利用や仮設焼却炉の設置による処理を進めていますが、それでも最終処分場を含め、処理能力が大幅に不足しています。

以上の状況に鑑み、平成24年3月13日、「災害廃棄物の処理の推進に関する 関係閣僚会合」を開催し、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関 する特別措置法」第6条第1項に基づき、被災団体以外の地方公共団体に対す る広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出することとしました。 災害廃棄物の広域処理の緊要性を踏まえ、私としても、貴職の積極的な協力を 要請します。



環廃対発第 120316001 号 平成 24 年 3 月 16 日

北海道知事

高橋 はるみ 殿

環境大臣 細野



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別 措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第 1項に基づき、災害廃棄物に係る最終処分場の早急な確保及び適切な利用等 を図るため、貴道に対し、下記の通り、広域的な協力を要請します。

その検討の結果については、平成 24 年 4 月 6 日までに、環境省宛てに文書でもって連絡をお願いします(連絡先:廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)。

なお、管下の市町村に対する国からの説明の機会を設けることが可能であること、広域処理に必要な費用も含め国が全面的に支援することについて、申し添えます。

記

東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち、広域処理が必要な量は、 岩手県では約57万トン(可燃物:約2.9万トン、不燃物:約7.3万トン、木 くず47.1万トン)、宮城県では約344万トン(可燃物:131.6万トン、不燃物:139.0万トン、木くず:73.4万トン)です(市町村ごとの種類別広域処理希 望量、放射能濃度については別紙1及び別紙2参照)。

貴道 において、上記の広域処理必要量の一部について受入れを実施することについて、協力を要請します。

なお、広域的な協力を要請する災害廃棄物を受け入れる施設としては一般 廃棄物処理施設、民間事業者が所有する廃棄物処理施設、セメント工場、バ イオマス発電所等が該当します。このうち、貴道において災害廃棄物の処理 が可能な処理施設において、協力をお願いするものです。

以上



市トップページ

## 岩手県・宮城県で発生した震災がれきの受け入れに関する 江別市の考え方について

岩手県・宮城県で発生した震災がれきの受け入れについて、昨年の4月に環境省より北海道を通じて調査が行われた時点では「津波による塩分・土砂の付着した多種多様な廃棄物が混在した状態の廃棄物で、一般的に市町村が有する焼却炉で受け入れ可能な状態の災害廃棄物」という前提であり、それに対し当市では「受け入れが可能」と回答したところであります。

その後、新たに放射性物質に汚染された震災がれきも発生するなど、状況が大きく変化したことから、10月に環境省より北海道を通じて再調査が行われ、受け入れに関する市の基本的な考え方として「放射性物質に汚染されたものは、焼却することにより放射性物質が凝縮され、その焼却灰が蓄積されることで汚染される可能性が懸念されることにより、汚染された災害廃棄物については受け入れられない」と回答したところであります。

このような状況から、災害廃棄物の対応に当たっては、国もしくは北海道が具体的な根拠に基づく安全性についての説明会等のもと、市民等の理解が得られることが必要であると考えております。

江別市としては、今後の国や道の状況を見極めながら、対応について引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

平成24年4月2日 江別市長 三好 昇

#### このページに関するお問い合わせ先

生活環境部環境室減量推進課 電話 011-383-4211 FAX 011-382-7240 Eメール=seiso-genryo@city.ebetsu.lg.jp図

Copyright (C) 2011 City of Ebetsu. All rights reserved.